「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（鹿児島県指定 第 4672600022 号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして､「居宅サービス計画（ケアプラン)」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 2
２．事業所の概要 2
３．事業実施地域及び営業時間 3
４．職員の体制 3
５．当事業所が提供するサービスと利用料金 3
６．サービスの利用に関する留意事項 5
７．苦情の受付について 7

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　滴々会

（２）法人所在地　　鹿児島県南九州市知覧町郡 2072－2

（３）電話番号　　0993－58－7171

（４）代表者氏名　　理事長　山　内　知　枝

（５）設立年月　　平成９年１０月２日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所

（２）事業の目的　　社会福祉法人滴々会が開設する居宅介護支援事業所音野舎は、介護保険法の理念に基づくとともに高齢者可能な限り自立した生活を送れるよう、また老化にともない介護が必要な者に対して、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、介護相談、介護計画等の適正な介護支援事業を提供することを目的とする。

（３）事業所の名称　　ケアプランセンター音野舎

（４）事業所の所在地　　鹿児島県南九州市知覧町郡 2072－2

（５）電話番号　　0993－58－7161

（６）事業所長（管理者）氏名　　有　薗　　由　佳　里

（７）当事業所の運営方針　①　事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その支援を行う。

②　事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認して、その支援を行う。

③　事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと他の事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。

⑤　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

（８）開設年月　　平成１１年１０月１日

３.事業実施地域及び営業時間

（１） 通常の事業の実施地域　　南九州市

（２）営業日及び営業時間

営業日	月 ～ 土
受付時間	月 ～ 土　　８時 30 分 ～ １７時 30 分
サービス提供時間	月 ～ 土　　８時 30 分 ～ １７時 30 分
	但し、緊急時は時間外、休日でも対応可

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常　勤	非常勤	常勤換算	指定基準	
１．事業所長（管理者）	1		1	１名	
２．介護支援専門員	1 以上		2	１名	うち一人は管理者と兼務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（１）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

(1) 居宅介護支援費

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護１～要介護２	要介護３～要介護５
１０,８６０円	１４,１１０円

⑵ 加算料金等

① 初回加算（1 月につき 300 単位）
新規にケアプランを策定した場合、および要介護度区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合

② 体制要件などにより、いずれか 1 つのみを算定します。
特定事業所加算（Ⅰ）1 月につき 519 単位
特定事業所加算（Ⅱ）1 月につき 421 単位
特定事業所加算（Ⅲ）1 月につき 323 単位
特定事業所加算（A）1 月につき 114 単位

③ 入院時情報連携加算（Ⅰ）250 単位（1 回まで）
利用者が病院に入院した日のうちに病院の職員へ利用者に係る必要な情報を提供した場合

④ 入院時情報連携加算（Ⅱ）100 単位（1 回まで）
利用者が病院に入院した日の翌日または翌々日に病院の職員へ利用者に係る必要な情報を提供した場合

⑤ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 450 単位（1 回まで）
病院の入院者または介護保険施設の入所者が退院・退所し、その居宅を利用する場合、病院、施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で受けた上でケアプランを作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。

⑥ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600 単位（1 回まで）
病院の入院者または介護保険施設の入所者が退院・退所し、その居宅を利用する場合、病院、施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより受けた上でケアプランを作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。

⑦ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 600 単位（1 回まで）
（Ⅰ）イにおける情報提供を 2 回以上受ける。

⑧ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750 単位（1 回まで）
（Ⅰ）イにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンスにより受ける。

⑨ 退院・退所加算（Ⅲ）900 単位（1 回まで）
（Ⅰ）イにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンスにより受ける。

⑩ 通院時情報連携加算　1 月につき 50 単位（1 回まで）
利用者が病院において医師または歯科医師の診察を受けるときにケアマネジャーが同席し、医師または歯科医師に対して当該利用者の心身状況や生活環境等の情報の提供を行うとともに医師または歯科医師から当該利用者に関する必要な情報を受けた場合。

⑪ 処遇改善加算（月の介護報酬の 2.1%を加算）2026 年 6 月～算定
介護支援専門員の給与向上や人材定着、離職防止を目的として創設。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

７．苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口担当者　　春田由美子（統括副施設長）

〇受付時間　　毎週、月曜日 ～ 金曜日

９：００ ～ １５：００

〇苦情受付電話番号　０９９３－５８－７１７１

（２）行政機関その他苦情受付機関

南九州市長寿介護課	所 在 地　南九州市知覧町郡 17327 番地 電話番号　０９９３－８３－２５１１ Ｆ Ａ Ｘ　０９９３－８３－４６５８ 受付時間　月～金　８時３０分～１７時 (年末年始、土日、祝日は休み)
国民健康保険団体連合会	所 在 地　鹿児島市鴨池新町６番６号 電話番号　０９９－２１３－５１２２ Ｆ Ａ Ｘ　０９９－２０６－１０６８ 受付時間　月～金　８時３０分～１７時１５分 (年末年始、土日、祝日は休み)
鹿児島県高齢者生き生き推進課	所 在 地　鹿児島市鴨池新町１０番１号 電話番号　０９９－２８６－２１１１ Ｆ Ａ Ｘ　０９９－２８６－５５５５ 受付時間　月～金　８時３０分～１７時 (年末年始、土日、祝日は休み)
鹿児島県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地　鹿児島市鴨池新町１番７号 電話番号　０９９－２８６－２２００ Ｆ Ａ Ｘ　０９９－２５７－５７０７ 受付時間　月～金　８時３０分～１６時 (年末年始、土日、祝日は休み)

※R8.8.1 より苦情受付窓口担当者が鶴園尋倫（事務長）が春田由美子（統括副施設長）に変更になりました。

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、複数の指定居宅サービスの事業者等の紹介を求めることが可能であること、居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることの理解が得られるよう説明を行いました。

音野舎 居宅介護支援事業所

説明者職名　　ケアマネージャー
氏　　名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に理解し同意しました。

利用者住所　南九州市

氏　　名　　印
代筆者氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

２．損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

３．緊急時・事故発生時における対応方法

当居宅介護支援事業所のサービスご利用中に利用者の容体の変化、その他、緊急事態が生じた場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族へ速やかに連絡いたします。

◎ 緊急連絡先

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄 ＿＿＿＿

その他の連絡先

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄 ＿＿＿＿

◎ 主治医

病院または診療所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

医 師 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第２条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

② ご契約者が死亡した場合
② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当と判定された場合
③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合